旅行業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十四号

旅行業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「六千五百円」を「一万三千円」に改め、同項第二号中「五千八百円」を「八千円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年六月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第四十七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、勲章褫奪令（明治四十一年勅令第二百九十一号）第二条第一項に基づき、勲章褫奪令施行細則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

勲章褫奪令施行細則の一部を改正する内閣府令

勲章褫奪令施行細則（明治四十一年閣令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　勲章褫奪令第二条第一項第一号及第二号ノ場合ニ於テハ確定裁判ヲ為シタル官庁ノ長官若ハ検察官又ハ懲戒処分ヲ為シタル官庁若ハ行政庁ヨリ判決ノ謄本若ハ懲戒事由明細書ヲ添ヘ第一号書式ニ依リ賞勲局総裁ニ申牒スヘシ ［②・③　略］	**第一条**　勲章褫奪令第二条第一項第一号乃至第三号ノ場合ニ於テハ確定裁判ヲ為シタル官庁ノ長官若ハ検察官又ハ懲戒処分ヲ為シタル官庁若ハ行政庁ヨリ判決ノ謄本若ハ懲戒事由明細書ヲ添ヘ第一号書式ニ依リ賞勲局総裁ニ申牒スヘシ ［②・③　同上］
④　第二条第一項第三号ノ場合ニ於テハ所轄長官又ハ地方長官ヨリ素行明細書ヲ添ヘ第一号書式ニ依リ賞勲局総裁ニ申牒スヘシ	④　第二条第一項第四号ノ場合ニ於テハ所轄長官又ハ地方長官ヨリ素行明細書ヲ添ヘ第一号書式ニ依リ賞勲局総裁ニ申牒スヘシ
第四条　勲章褫奪令第二条第一項第二号ノ場合ニ於テ勲章褫奪ノ処分ニ及ハサルモノト決定シタルトキハ賞勲局総裁ハ当該官庁又ハ行政庁ヨシテ其ノ旨ヲ本人ニ通知セシムヘシ	**第四条**　勲章褫奪令第二条第一項第二号及第三号ノ場合ニ於テ勲章褫奪ノ処分ニ及ハサルモノト決定シタルトキハ賞勲局総裁ハ当該官庁又ハ行政庁ヨシテ其ノ旨ヲ本人ニ通知セシムヘシ
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和七年六月一日から施行する。

○内閣府令第四十八号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）第八条の規定に基づき、位階令施行細則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

位階令施行細則の一部を改正する内閣府令

位階令施行細則（大正十五年閣令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　位階令第八条第一項又ハ同条第二項第一号ノ場合ニ於テハ確定裁判ヲ為シタル裁判所ハ遅滞ナク判決ノ謄本又ハ抄本ヲ添ヘ別記書式ニ依リ内閣総理大臣ニ報告スヘシ	**第四条**　位階令第八条第一項又ハ同条第二項第一号若ハ第二号ノ場合ニ於テハ確定裁判ヲ為シタル裁判所ハ遅滞ナク判決ノ謄本又ハ抄本ヲ添ヘ別記書式ニ依リ内閣総理大臣ニ報告スヘシ
第五条　位階令第八条第二項第二号ノ場合ニ於テハ確定懲戒裁判ヲ為シタル懲戒裁判所ノ長官若ハ検察官又ハ懲戒懲罰ノ処分ヲ為シタル官庁ハ遅滞ナク判決ノ謄本又ハ懲戒懲罰事由明細書ヲ添ヘ別記書式ニ準シ内閣総理大臣ニ報告スヘシ	**第五条**　位階令第八条第二項第三号ノ場合ニ於テハ確定懲戒裁判ヲ為シタル懲戒裁判所ノ長官若ハ検察官又ハ懲戒懲罰ノ処分ヲ為シタル官庁ハ遅滞ナク判決ノ謄本又ハ懲戒懲罰事由明細書ヲ添ヘ別記書式ニ準シ内閣総理大臣ニ報告スヘシ

附　則

この府令は、令和七年六月一日から施行する。